

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 國中憲治

年 月 日	平成 30 年 4 月 24 日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 年会費			
相手方	奈良県ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の同和問題を始め、あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員が参加</p> <p>本会議での質問等、議員活動に役立っている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,324 円	講演会・研修会・会報誌	9
		合計 30,324 円 ( )		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 国中憲治

年 月 日	平成30年8月2日・8月3日				
表題と発行部数	広報誌「国中けんじ奈良県政報告版」夏号 1万9千部発行				
対象者	吉野郡内				
配布方法	ポスティング				
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (政党活動、後援会行事等、政務活動以外の記事が全体の50%を超えない、按分率を50%とした)				
内容	2月議会報告 南部を元気にする施策 へき地教育について等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 番号
	印刷費	大淀オフタイプ	1,075,000 円	企画・デザイン 220,000 円 @57 x 15,000 部	75
	印刷費 (増刷分)	大淀オフタイプ	450,000 円	印刷・折り @112.50 x 4,000 部	76
		※すべて 50% 充当 合計 1,525,000 円 x 50% = 762,500 円			
備考	添付資料：広報誌「国中けんじ奈良県政報告版」夏号				

吉野のあゆみ



奈良県議会議員

# 国中けんじ

奈良県政報告版

発行  
国中けんじ事務所  
吉野郡大淀町北六田 281-5  
TEL 0746 - 32 - 1170  
FAX 0746 - 32 - 1260

## 平成30年度2月県議会一般質問

# 南部・活力ある吉野をめざして!

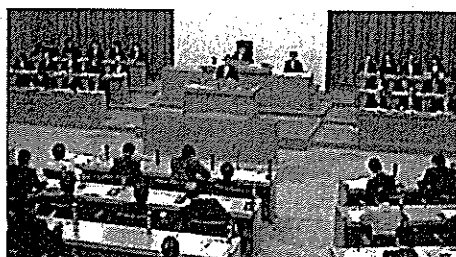
### 一般質問の概要

私が荒井知事から「南部を元気にする」と伺ったのは平成23年知事選挙2期目遊説中だったと記憶しております。

そして4月に当選され、公約通り「南部振興課」を新設していただき、南部活性化の窓口として貢献をしていただいております。

一方、国政では一極集中現象が止まらず、この解消のため、平成26年5月に「第4次地方分権一括法」に基づいて、11月にまち・ひと・しごと創生法、いわゆる「地方創生法」も制定されました。

この法律によってまちづくりの権限が今迄以上に知事始め市長村長に委譲され首長の知恵と政治力が試される法律だと思っております。幸い荒井知事は全国でも、注目されている「奈良モデル」を提案し一市三町八村による南奈良総合医療センターを完成させ、更に十津川村では「まちづくりに関する連携協定」による災害に強い街づくりとして、新しい街「高森」集



落を実現させて来たところです。その他、現在吉野郡では三町四村による「さくら広域・環境衛生組合」によって、ごみ焼却炉建設計画が進められ、吉野のインフラ整備も「奈良モデル」で変わりつつあります。

しかし、「南部を元気にする」施策から8年、吉野郡全体の現状を見ると平成26年5月に発表された「消滅自治体」の可能性も現実味を増して来たのではと危惧しております。

現在、吉野三町八村で数値の上がっているのは高齢化比率だけと予想が出来ます。

従来北高南低型県政が変わりつつあるといっても、今の南部、吉野の現状を見ると、三町八村の頑張り荒井知事をトップとする県政の強力な連携が必要と痛感しております。

今回の質問は「吉野郡を元気にする」ための思いを込めて質問させて頂きますので忌憚のない意見を下さい。

ごあいさつ



皆さんには御健勝で御過ごしのこととお慶び申し上げます。

私も皆様のご支援のおかげで活力ある吉野郡実現のために頑張っているところです。

さてこの度、平成30年度2月議会において一般質問を致しました。

今回も前回同様吉野郡活性化、元気にするための質問を知事部局、教育長に致しました。

その質問内容を中心に報告をさせていただきますので、一読下さりご批評なりいただければ幸甚に存じます。



# 吉野を元気にする施策について

## 一般質問要旨

### 一、「南部を元気にする」施策について



【質問】

地方分権一括法、地方創生法が施行され「まちづくり」の権限が今迄以上に市町村長に委譲され首長の知恵と政治力が



試される法律だと思つている。今の南部、吉野の現状を見る時、三町八村の頑張りや荒井知事とトップとする県政の強力な連携が必要と痛感しておりますが県としてどのように取り組もうとしているのか。

【知事答弁】

一九九九年に地方分権一括法ができて以来、国と地方公共団体の関係は平等、対等を旨としてそれぞれの行政分野の仕事をするという関係になり「南部を元気にする」のが我々行政の役割です。

吉野郡においては、小規模で行財政基盤の弱い町村が多いという環境のため、特に県が市町村との間に入って、積極的な役割を果たす「奈良モデル」の取り組みが効果があるの

ではと考えている。

そのためには、道づくり・医療・防災・仕事・健康・教育等々あらゆる分野でも「奈良モデル」での促進を検討して吉野郡のような広大な森林を含む人口の少ない小規模の町村でも県と市町村が連携して住民サービスを滞りなく提供できることを目指し、若者も高齢者も多世代で気持ちよく住み続けられる全国のモデルとなるような吉野郡の「奈良モデル」の取り組みを充実し進化させて行きたい。

【質問】

吉野郡の自治体では、人口減少、少子高齢化、経済・雇用の低迷、若者の流出等、どの分野においても数値が下がっているが県としてどのような対策を考えているのか。

【地域振興部長答弁】

県内市町村では、人口減少を克服し、地方創生実現を図るために地方版総合戦略を策定しており、県では、この戦略に基づき取り組みが継続的・効果的に進めるように、県・

市町村地方創生会議の開催、情報提供、個別相談などの支援をしている。特に吉野郡の町村は職員数も限られておるので、県の職員が赴き個別具体の事案について助言を行っている。引き続ききめ細やかなサポートをして行きたい。

さらに事務の共同アウトソースなども取り組み、南部地域の行財政基盤強化、すなわち足腰を強くすることで、元気になれるよう支援を続けに行く。

【質問】

「南部を元気にする」施策を実現するために、吉野郡地域振興の企画を各分野にわたって立案すべきと思うが。

### 二、農林業について

【質問】

① 林業、木材産業界との連携のものと積極的な販路拡大について

【農林部長答弁】

林業、木材産業界を取り巻く県内状況は住宅着工個数の減少や消費者ニーズの多様化などにより厳しい状況が続いております。

【南部東部振興監答弁】

南部振興に係ります施策は南部振興基本計画の進捗管理改定作業を通して毎年検証、企画、立案しているが先ほど知事が答弁したとおり、吉野郡地域は大変きびしい状況にあります。



この地域の振興を図るためには「奈良モデル」の展開が重要と考えています。

今後は意欲ある市町村と協働し、部局横断で取り組み、訪れてみたくなる地域づくり、住み続けられる地域づくりを進めてまいります。



こうした中、首都圏など需要が多く見込める地域において県産材の販路拡大を行うことが重要と考えております。今後はさらに、林業・木材産業界と一体となって首都圏や中部圏、東南アジア諸国を始めとする海外においても県産材の新たなマーケットの開拓や販路拡大に取り組んでまいりたい。

【質問】

② 施業放棄林対策について今後どのように対策を構じるのか

【農林部長答弁】

平成十八年度より、森林環境税を活用して伐採本数率で40%以上という強度な間伐を行い、森林の公益的機能の回復を図っている。

これまで、平成十八年から二十八年年度の十年間で八千九百三十三ヘクタールの整備を実施した。

引き続き県森林環境税を活用して重点的に取り組んでまいりたいと考えている。

【質問】

③ フォレスト・アカデミー（森林大）学）構想に対する取り組み状況や、実現に向けた方向性について

【農林部長答弁】

現在県ではスイスを参考として新たな森林環境管理制度の導入を検討しております。この新たな森林環境管理制度の導入に向けては、森林を適正に管理するための条例などの整備や森林管理を実施する組織、それを担う誇りと情熱を持つて



森林を管理するフォレストスターなどを育成する機関が必要と考え、検討を進めております。引き続きスイスのリース林業教育センターからアドバイスもいただき、人材を養成するカリキュラムなどを検討し、(仮称)「奈良県フォレスト・アカデミー」の設置に向けた取り組みを着実に推進してまいりたいと考えており、また

(仮称)奈良らしい新たな「森林環境管理条例検討会」を立ち上げ、新たな森林

環境管理制度の根幹となる条例の制定に向け、有識者の方々からのご意見を拝聴する予定となっております。

【質問】

④ 県の「森林環境税」と平成三十二年導入される国の「(仮)環境譲与税」、平成三十八年から導入される「森林環境税」との用途のすみ分けについて

【農林部長答弁】

現在の県森林環境税と国の二つの税についてと用途のすみ分けについては、本年三月中を目途に林野庁から用途のガイドラインが示されるので、その内容や市町村の意向、また県の税制調査会の意見を踏まえながら検討をしてまいりたい。

【質問】

⑤ 農業の「6次産業化」育成と販路拡大について官民一体となった取り組みが必要と思うがどのように考えているのか

【農林部長答弁】

県では、平成二十五年度から「奈良六次産業化サポートセンター」を設置し、六次産業化を目指す農業者を対象に、プランナーの派遣や商品開発のための研修会を開催しております。

### 三、吉野観光戦略について

【質問】

吉野郡には世界遺産、国定公園、自然景観、宗教遺産、歴史遺産、温泉をはじめ自然の恵み等の観光ポストがあるが、生かしかれていないと思っている。大事なことは来てよかった、もう一度訪れてみたいというリピーター客をふやすことが大きな課題と思っておりますが、吉野観光の課題がどこにあるのか

【観光局長答弁】

吉野観光の課題は、「国内外の観光客の方々」に数多くある観光資源の魅力が十分認知されておらず、それがまず一つ、また、宿泊施設や飲料店をはじめとした観光地としての受け入れ環境整備が進んでいないことであると、そのように捉えております。そこで、新しい魅力づくりで吉野郡の注目度を高めていくために、地元観光協会等と連携いたしまして、初めての試みですが、旅館外のラ



イトアップ、住民手づくりの氷の灯籠の設置、交通事業者と連携した広報といった冬のキャンペーンに取り組んだところでございます。

もう一点、滞在いただく環境を快適にするために、今年度天川、東吉野、川上の各村で宿泊施設の通信環境、いわゆるWiFiの整備を行いました。また、来年度は「トイレの洋式化や案内表示の多言語化、外国人観光客に力を入れていきたい」と考えております。吉野町、天川村、十津川村と連携しまして、環境事業者のサービス向上を図るための研修も継続してまいりたいと考えております。

# 四、紀伊半島アンカールートについて

## 【質問】

現在上北山村及び下北山村、上北山村地内において道路調査をしているが国道一六九号のルート設定に向けての調査かどうか

また直轄権限代行で事業中の「伯母峯峠道路」の現在の進捗状況と今後の見通しについて

## 【県土マネジメント部長答弁】

国道一六九号でございますが、議員お述べのように京奈和自動車道、国道一六八号五條新宮道路と一体となって紀伊半島アンカールートを構成し、本県南部地域の地方創生や強靱化を推進する上で必要不可欠な幹線道路でございます。

上北山村と下北山村の区間で、今年度から調査費を計上して調査を実施しております。現在道路の災害発生予想箇所の実況調査や、観光事業者へのアンケート調査等によるニーズの調査を段階的に進めております。これらの調査結果を踏まえまして、全長が三十キロメートル以上長い路線ですので、優先的に整備する区間をまず特定して、その区間において地質の状況等詳細調査に着手し、最適なルート案の検討を行ってまいりたいと考えております。

直轄権限代行で実施中の伯母峯峠道路でございますが、今年度地質調査やトン

ネルの詳細設計を進め、国土交通省からは来年度から用地買収に着手する予定と聞いてございます。我々としては、早期に工事着手していただけるように調査を進めてまいりたいと思っております。

# 五、「まちづくり連携協定」について

## 【質問】

「奈良モデル」の一環として「まちづくり」に関する連携協定を締結し、吉野郡では二町四村と締結しているが事業推進にむけてどのように考えているのか

## 【まちづくり推進局長答弁】

まちづくりにおいては、市町村のインシアチブが非常に重要だというふうに考えております。このため連携協定は、まちづくりの前に前向きでみずから創意工夫を



しながら主体性を持って取り組もうとする姿勢のある市町村と締結をすることとしております。

連携協定を締結しさえすれば県が中心となって事業が動いていくと、そういうものではございません。

現在、吉野郡では六町村と連携協定を

# 六、「へき地教育」について

## 【質問】

① 教育研究所はへき地教育充実などのような役割を果たしてきたのか  
また、県教育行政のあり方をみると「北高南低」教育行政が脈々と続いているが、「南部の教育を元気にする」決意はどうか

## 【教育長答弁】

県内どの地域にあっても質の高い教育を行うことは公教育の果たす役割が重要課題であると認識し、これまで取り組んでまいりました。

教育研究所では、平成二十七年に設置した学校教育アドバイザリー係の指導主事等が、へき地学校の教育活動等の充実を図るために毎年すべての学校を計画



結んでおります。また締結には至っていない町村からもご相談を受けております。地域の課題を解決して活力あるまちづくりに向けて取り組む町村に対し、県も積極的に連携・協働を行い、一緒に頑張るまちづくりを推進していきたいと思

的に訪問し、各学校の教育力の向上のため指導・助言を行っているところでございます。特に、中学校においては、長年課題となっておりました免許外教科担任の解消にめどが立っております。

へき地学校を有する市町村の教育長等で構成するへき地教育振興協議会と奈良教育大学と県教育委員会の三者で年度末に協定を結びます。奈良教育大学の学生が将来へき地教育を支える人材となることを期待いたしております。この協定が南部の教育を元気にする私の決意のあらわれであることご理解をお願いいたします。



【質問】

② 大淀高校・吉野高校のあり方について

昨年二月議会で大淀・吉野高校のあり方について児童生徒が憧れる高校に向けて質問をしたところ大淀高校はコミュニティスクール化、吉野高校は三科（建築・土木・森林科学科）を一括募集して二年時に生徒の適性に応じて進路指導すると答弁をいただきましたが一年を経過して両校の成果が上がっているのか

【教育長答弁】

本年度からコミュニティスクールとなつた大淀高校では、小学生を対象とした陸上教室の開催や、看護・医療コースの生徒が大淀町長寿介護課等と協働し、認知症に対する地域住民の理解を深めるやすらぎカフェ等の企画・準備・運営に主体的に取り組んでおります。

なお、大淀高校は、これまでの取り組みが評価され、地域学校協働活動の推進に係る文部科学大臣表彰を昨年受賞いたしました。



▲コミュニティスクール化の大淀高校

また、吉野高校では、本年度からすべでの入学生がトンネルの工事現場、また、森林技術センターなどの施設を見学するなど、各学科の学習内容を理解した上で学科を選択することが可能となり、三学科の選択者数は学科別募集時ほどの

七、民間発注の建設残土処理規制条例制定

管理・監視体制について！

民間発注残土処理規制について

【質問】

現在、県内で「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が9市町村で制定されているが、この際、県においても市町村と連携できる条例等による制度や仕組みを構築し、県民の安全・安心繋がる、また景観環境を守るため、協働の監視体制の確立が必要と思うが、知事の考えを伺いたい

【知事答弁】

最近、生駒市西松ヶ丘や奈良市月ヶ瀬の事案をはじめ、残土処分や土地の掘削等にかかる違反行為が発生しており、残土処分等の適正化を確保することにも、県土の環境保全を図るため「土地監視」の強化が必要と感じているところ

偏りはなかったとこのように聞いております。しかし、吉野高校では、本年度の特色選抜でも定員割れの課題が継続をしているため、高校教育の質の向上の点から県立高等学校の適正化の中でしっかりと検討してまいります。

県では、違反事案に対しては、法令等に基づき厳正に対処するとともに、今年度から部局横断で「土地規制関係課連絡調整会議」を立ち上げて、情報を共有しながら、監視・指導等の強化に努めているところ

現在、県内における重点監視箇所は31箇所ございます。民間委託によるパトロールを週2回から1回の頻度で実施しながら、事案に応じて関係課が連携して現場の監視・指導等に当たっております。

このように県が監視・指導体制を強化する一方で、議員お述べのとおり、県内の中山間地域等において、面積要件等により法規制の対象とならない土地での残



土処分等の事案が発生しております。こうした事案に対処しまして、これまで違反事案等に対処し経験したことを教訓に、できるだけ初期の段階から、関係法令を所管する県と地域に精通する市町村が一体となって、対応することが必要と考えております。

現在、議員お述べのように県内9市町村が土砂等による土地の埋立て等を規制する条例を制定されております。その条例に基づきまして、法規制の対象とならない土地での残土処分等の監視・指導等にあらたれております。

監視・指導の更なる強化を図るため、県と市町村との縦の連携とともに、市町村間の横の連携も法的に効力のあるスキームの確立を目指し、県と市町村による奈良モデル協定の制度設計を検討しはじめたいと考えています。

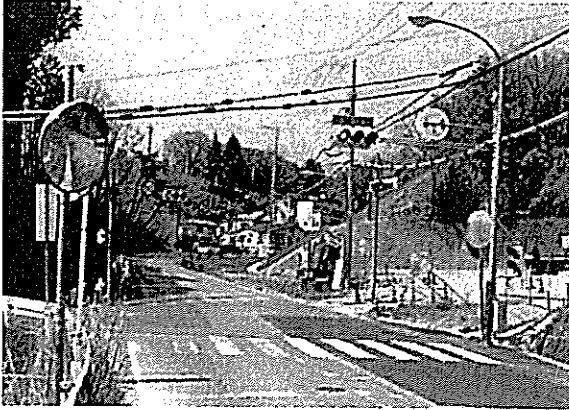
今後、県・市町村長サミットなどを活用いたしまして、協定の具文化を図るとともに、新たに条例を制定する

市町村への技術的支援を行いながら、残土処分に対し、市町村が地域のアンテナを広げ、県が市町村の権限行使を支援する「県が前に出て、市町村も頑張る」ことのできる、本県独自の土地監視の制度への構築に向けて、条例作成も視野に入れながら、精力的に取り組んで参りたいと考えています。



# まちづくりは道づくりから！

## 国道309号大淀町下湊車坂交差点改良



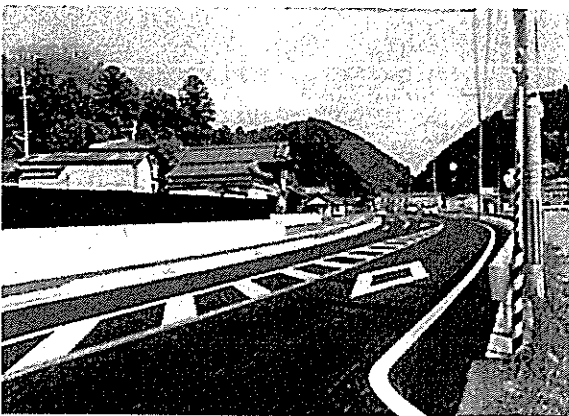
改良工事中 (2019年2月完工予定)



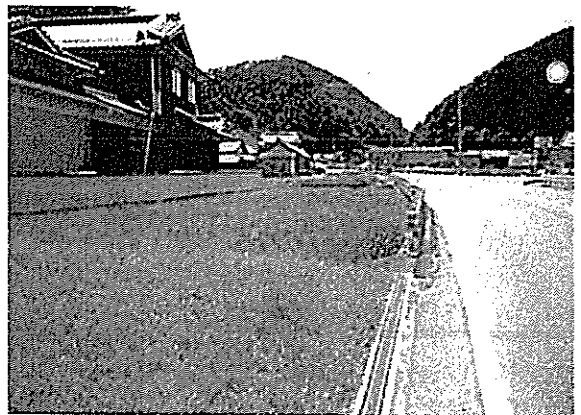
改良前



## 国道309号大淀町今木地内歩道整備



改良工事完工



改良前



3月12日

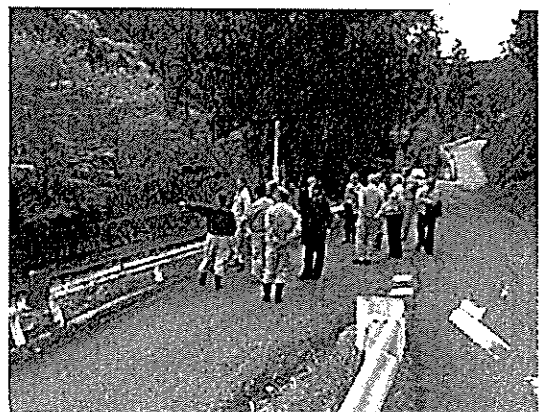
### 国道309号 下市町広橋工区視察

昨年10月の台風21号により国道309号下市町広橋地区に甚大な災害が起りましたが依然災害復旧の遅れが続いております。行楽シーズンが始まり大きな支障をきたしており、地元の皆様の一日も早い復旧を願い再度吉野土木・下市町・下市観光協会の皆様と再度現場視察をしました。



### 県道赤滝五條線視察

平成30年4月18日、県道赤滝五條線 黒滝村御吉野～寺戸間 約1.8kmの改良工事に伴う現地視察を行いました。計画では7年間で完成する工程になっておりますが1年でも早く開通に向けて道路用地の地権者のご協力をお願い致します。



# 吉野のベンチャー企業の紹介

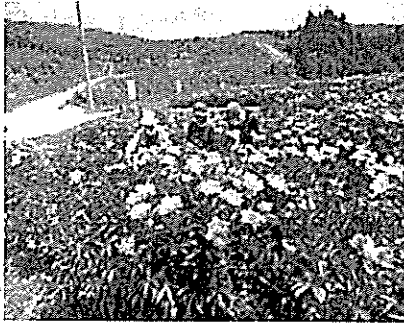
## 柿の葉に継ぐ シクヤク栽培

奈良県では、2012年に「漢方のメッカ推進プロジェクト」を開始し、栃原地域では平成25年に農業組合「旭ヶ丘農業生産販売協同組合」を結成し、高齢者を中心に郷土食の「柿の葉すし」用の柿葉を生産販売しております。



また今回薬用作物「シクヤク」を栽培し、二つ目の戦略品目になるように育て上げるため頑張っております。

旭ヶ丘農業生産販売協同組合は「霜害等で柿栽培に適していない」圃場2haに薬用作物「シクヤク」、

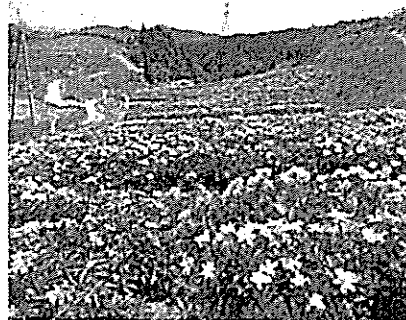


花を観光資源、根は生薬に……

「トウキ」40,000株を植栽。関係機関の指導を受けながら試行錯誤して、やっと今回シクヤクの開花に成功しました。

今後は、シクヤクの花は観賞用に圃場を開放し、お客様を誘致し観光資源として、根の部分は「消炎・鎮痛剤」などの漢方薬の原材料として販売を定着させ、農産物6次産業化によって、漢方薬のメッカとして産地形成に繋げるように取組みを成功させたいと思っています。

(組合理事・堀氏談話より)



4万株の  
栃原シクヤク  
ガーデン



国道169号高取バイパス(仮)清水谷トンネルが平成31年1月工事完成を目指して工事中です。  
次は、現道とトンネルを結ぶ高架橋工事が早期着工のため頑張ります。

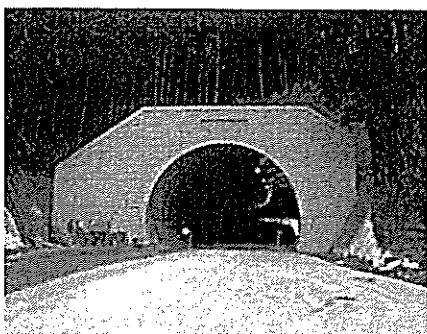
高取バイパス  
(仮)清水谷トンネル  
工事中

## R169号道路視察 アンカールートの設定にむけて 下北山村・上北山村・川上村

去る4月28日国道169号の下北山村・上北山村・川上村の道路視察を致しました。

この国道は昨年だけでも台風21号の影響がありましたが55日間の通行止めがあり生活道路、緊急医療にも大きな影響を与え、更に経済を左右する物流道路としても大きな損失を与えています。特に南海地震に備えて山間部を通過する道路として強靱な道づくりが緊急な課題といえます。

そのためにも早急に新しいアンカールートの設定が望まれます。



▲完成間近な(仮)清水谷トンネル





平成30年度事務所状況報告書

会派・議員名 國中憲治

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 吉野郡大淀町北六田 281-5 電話 0746-32-1170 延べ床面積 99 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 合資会社 北村化学研究所) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 49.5 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 49.5 / 99 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

# 建物賃貸借契約書

賃借人 合資会社 北村化学研究所 (以下甲) と

貸借人 国中憲治 (以下乙) の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

## 第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

1 建物所在 奈良県吉野郡大淀町北六田 281-5

2 種類 事務所

3 構造 軽量鉄骨2階建

4 床面積 99 m<sup>2</sup>

## 第2条

平成27年5月1日から平成31年4月30日までの4年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

## 第3条

賃料は1か月金2万円とし、乙は毎月末日までに支払うものとする。また、1か月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

## 第4条

乙は、建物を政務・後援会活動等の目的に使用する。

## 第5条

乙は次の場合には事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1 建物の模様替え、または造作その他の工作をするとき。

2 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

3 使用目的を変更するとき。

## 第6条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1 賃料の支払いを6ヶ月以上怠ったとき。

2 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を害すると認められるとき。

3 本契約5条その他本契約に違反したとき。

## 第7条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第8条

本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条

1 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに事故の所有又は補完する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ、甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする。

2 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

第10条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

平成27年4月10日

貸貸人(甲)

住所 奈良県吉野郡大滝町吉木田281-2  
氏名 合資会社北村建設有限

代表社員 本村 憲治 印

賃借人(乙)

住所 吉野郡大滝町比曾1396-1

氏名 國中憲治

印



平成30年度雇用状況報告書

会派・議員名 國中憲治

① 雇用者	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
④ 職務内容	政務活動に係わる補助及び後援会
⑤ 給料(賃金)	230,000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 )
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( 政務活動+後援会活動 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 2</span>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。





政務活動補助業務賃金台帳(平成30年度)

【議員名 国中憲治】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		2018/4/1							
	〒	市町村	年	月		年	月								
労働日数	4月 26	5月 21	6月 27	7月 25	8月 21	9月 26	10月 24	11月 25	12月 25	1月 17	2月 26	3月 27	黄字1	黄字2	合計
労働時間数	208	168	216	200	168	208	192	200	200	136	208	216			2,320
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	250,000	250,000	3,260,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	250,000	250,000	3,260,000
健康保険料	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920	14,500	14,500	196,040
介護保険料	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	0
厚生年金保険料	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	21,960	22,875	22,875	309,270
雇用保険保険料	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	450	450	9,180
社会保険料合計	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	36,570	37,825	37,825	514,490
課税対象額															0
所得税	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	17,867	17,867	103,414
市町村民税	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350			136,200
控除額合計	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	16,990	17,867	17,867	239,614
差引支給額	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	176,440	194,308	194,308	2,505,896
領収印	領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

国税収納金整理資金

領 収 証 書

整理番号 Q240-0121
納期等の区分 (自)平成30年 1月 (至)平成30年 6月 申告区分 その他
順位 回数
左記の合計額を領収しました。 (領収日付印) 吉野税務署 30.6.20 国税収納官吏 領収

年度 H30	税務署名 吉野税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税

住所 (所在地) 吉野郡大淀町大字比曾 1 3 9 6 - 1
------------------------------------

氏名 (法人名) 國中 憲治 様 (御中)
-----------------------------

	千	百	十	復	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税								¥	5	7	5	0
重 加 算 税												
加 算 税												
利 子 税												
延 滞 税												
合 計 額								¥	5	7	5	0

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領												
証券番号												

(領収証書番号) A1806200001

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

国税収納金整理資金

領 収 証 書

整理番号  
0030-0918

年度 H30	税務署名 吉野税務署
税目 源泉所得税及復興特別所得税	

住所(所在地)  
吉野郡大淀町大字北六田281-5

氏名(法人名)  
国中けんじ事務所

様(御中)  
(取扱時間) 14:21 (担当者コード) 002  
(領収証書番号) A1806200002

	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	百
本 税								¥	2	4	6	0
重 加 算 税												
加 算 税												
利 子 税												
延 滞 税												
合 計 額								¥	2	4	6	0

納期等の区分  
(自)平成30年 1月  
(至)平成30年 6月  
申告区分 その他  
順位 回数

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領												
証券番号												

(現金) 30,350円  
(領収計) 30,350円 (差引) 0円

左記の合計額を領収しました。  
(領収日付印)  
吉野税務署  
3.0.6.20  
国税収納官吏  
領収

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。


詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

整理番号 0030-0918
納期等の区分 (自)平成30年 7月 (至)平成30年12月
申告区分 その他
順位 回数
左記の合計額を領収しました。 (領収日付印)
 <p>吉野税務署 30.12.13 国税収納官吏 領収</p>

年度 H30	税務署名 吉野税務署
税目 源泉所得税及復興特別所得税	

住所 (所在地)  
吉野郡大淀町大字北六田 2 8 1 - 5

氏名 (法人名)  
国中けんじ事務所  
様 (御中)

	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税								¥ 5 0 1 2 4				
重 加 算 税												
加 算 税												
利 子 税												
延 滞 税												
合 計 額								¥ 5 0 1 2 4				

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領												
証券番号												

(現金) 70,574円  
(領収計) 69,574円 (差引) 1,000円

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です！

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

整理番号  
0240-0121

納期等の区分  
(自)平成30年 7月  
(至)平成30年12月

申告区分 その他

順位 回数

年度  
H30

税務署名  
吉野税務署

税目  
源泉所得税及復興特別所得税

	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税								¥ 1 9 4 5 0				
重 加 算 税												
加 算 税												
利 子 税												
延 滞 税												
合 計 額								¥ 1 9 4 5 0				

住所 (所在地)  
吉野郡大淀町大字比曾 1 3 9 6 - 1

氏名 (法人名)  
國中 憲治

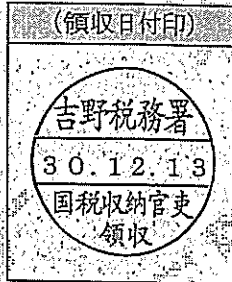
様 (御中)

内証券受領

証券番号

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

左記の合計額を領収しました。



(領収証書番号) A18I2130004

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です！

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。